


所管部課	市民部地域振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市男女共同参画推進計画策定本部設置要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例 男女共同参画社会基本法		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>第二次東大和市男女共同参画推進計画の計画期間が、令和2年度をもって終了となることから、次期計画となる第三次東大和市男女共同参画推進計画を策定するため、東大和市男女共同参画推進計画策定本部を設置するものである。</p> <p>なお、第2条各号に掲げる事項を具体的に検討するため、策定本部の下に策定部会を設置する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務：策定本部は、男女共同参画推進計画を策定し、その結果を市長に報告する。 ・組織：本部長は副市長、副本部長は教育長、本部員は部長、議会事務局長及び参事の職にある者 <p>※策定部会員：東大和市男女共同参画推進計画連絡会議委員である課長及び副参事職、総務管財課長、環境部及び都市建設部で副参事の職層にある者各1人</p> <p>(2) 施行日 決裁日とする</p> <p>(3) 影響及び効果 次期東大和市男女共同参画推進計画を円滑に策定することができ、今後の市における男女共同参画推進の充実に寄与することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等） 本計画は、令和元年度及び2年度の2ヵ年で策定を予定。				
4. 主管部処理案（検討結果等） 関連事務を速やかに進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。